

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 9 月 4 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大正区の三軒家公園の一角にあるテニスコート（以下「本件テニスコート」という。）について、公園施設管理許可書は課長級の決裁で市長の許可が出せるのか。本件テニスコート内は、利用者の所有物のように物置、テント、ネットはいつもそのままの状態になっている。平成 21 年 2 月 3 日にゆとりとみどり振興局の責任者に対して、全ての解放を求め、施錠も解くように要望したが、地元の運営委員会がそのままの状態にしている。

本件テニスコートの使用料を一般のテニスコート（マリンテニスパーク北村を参考）の使用料にあてはめると 8,498,700 円になる。これでどうもないのか。本件テニスコートは、大阪市の公的施設であり 2,060 m²は 3 億に近い価格、それが無料で各人の利用料でよいのか判断してほしい。

早く解放手続をして施錠を止め、倉庫（物置）、テント、ネットをかたづけないと本件テニスコートがこわれることが出て来る。一般の遊びができる日、テニスをする日、それぞれ利用日によって施設のかたづけを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限定され、それら以外のものを対象とする請求は、定型に該当しない不適法な請求となるものである。

本件請求は、詰まるところ、当該公園施設の使用状態に対する不満、疑問にとどまるのであって、よしんば行政目的達成の一環としてなされる公物管理（公園管理）の問題であるとしても、財産的・経済的価値に着目してなされる財産管理の問題ではなく、住民監査請求の対象となる当該行為等に該当するものではないと言わざるを得ない。

したがって、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。